

別表第2 (大村湾に係る水域：昭和62年7月24日 公布)

区 域			大村湾( 西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点( 北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点( 佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の270度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域									
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場									
			既 設 の も の					新 設 の も の				
			下水道処理区域 に所在するもの		その他の区域に所在する もの			下水道 処理区 域に所 在する もの		その他の区域に所在する もの		
1日の平均的排水 量(単位：m <sup>3</sup> )			10以上	2以上 10未満	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	2以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	
許 容 限 度 単 位 mg / L	生 酸 物 素 化 学 的 要 求 量	日間 平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60	
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80	
	化 学 的 酸 素 要 求 量	日間 平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60	
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80	
	浮 遊 物 質 量	日間 平均	40	40	40	80	80	40	40	80	80	
		最大	50	50	50	100	100	50	50	100	100	
適 用 の 日			昭和 63年 1月1日 から	昭和 64年 1月1日 から	昭和63年 1月1日から		平成 3年 1月1日 から	昭和63年1月1日から			昭和 64年 1月1日 から	

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場(昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。)をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場(昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。)をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- (4) 昭和54年6月30日以前に特定施設を設置している特定事業場(水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設を除く。)であって、その他の区域に所在する1日の平均的排水量が20m<sup>3</sup>以上、50m<sup>3</sup>未満の事業場については、昭和63年1月1日から平成元年12月31日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は1リットルにつき日間平均120mg、最大160mg、浮遊物質量は1リットルにつき日間平均150mg、最大200mgの許容限度を適用するものとする。